

道路構造令について(4)

～ 特例規定 ～

1 特例規定

1-1 特例規定を設けることの意義

- 道路を新設・改築するうえで、道路構造令で基本としている設置要件や基準値を採用しようとする、切り立った崖等の地形が険しい箇所や沿道開発が高密度に進んだ市街地等においては、技術的に改築が困難な場合や事業費が膨大になり合理的でない場合がある。
- そのため、道路構造令では各条項に「地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合」の特例規定を設けて、現場の状況に応じ基準を弾力的に運用し地域の実情に即した道路整備の実施を可能としている。
- また、前後の区間が改築されていない場合や、交通安全等の観点から応急措置として、新設・改築を行う場合においても、道路構造令で標準としている設置要件や基準値をそのまま適用することが合理的であるといえないことから、こうした場合に適用できる包括的な特例措置を設けている。

2 特例規定

2-1 主な各条項における特例規定

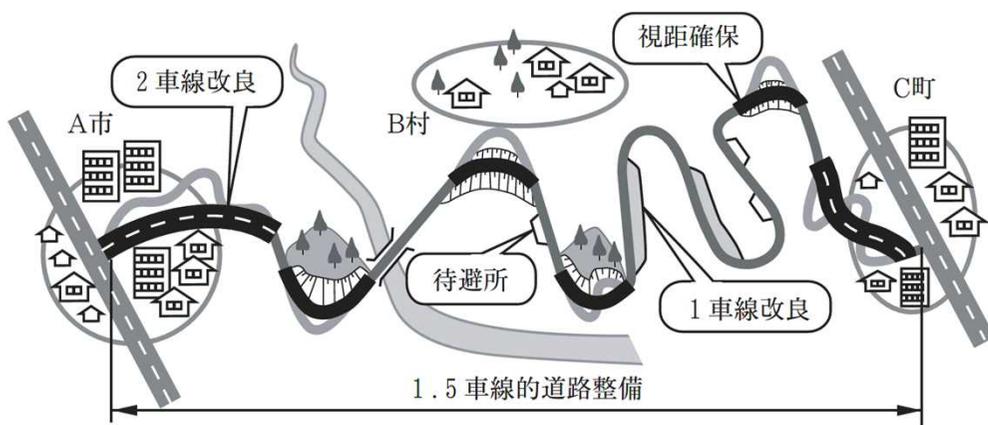
○道路の区分

＜道路構造令第3条第2項＞

- 第1種の道路は、表に定めるところにより第1級から第4級までに、…第3種の道路は、第1級から第5級までに…区分するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、該当する級の1級下の級に区分することができる。

＜適用例：1.5車線の道路整備＞

全てを2車線での整備ではなく、1車線や待避所設置等と組み合わせ整備



出典：道路構造令の解説と運用(令和3年3月(公社)日本道路協会)

＜整備前＞



＜整備後＞



一般道道雨竜旭川線(北海道鷹栖町)

※道路構造令第3条第2項の特例を適用し、
3種4級を1級下の3種5級(4m)で整備

2 特例規定

2-2 主な各条項における特例規定

○歩道の設置要件

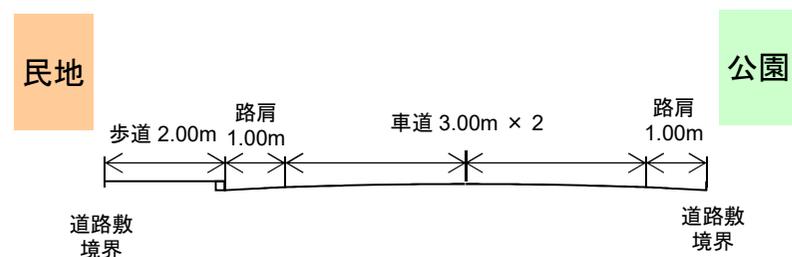
＜道路構造令第11条第1項＞

- 第4種(第4級を除く)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ない場合においては、この限りでない。

＜適用例:市街地における片側歩道整備＞



＜茨城県つくば市＞



※片側が大きな公園で、道路沿いを歩く者がいないため、道路構造令第11条第1項の柔軟規定を適用し、片側のみ歩道を整備

3 特例規定

3-1 主な包括的特例規定

○小区間の応急措置（道路の交通に著しい支障がある区間）

＜道路構造令第38条第1項＞

道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、・・・第15条から第22条まで、・・・の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

＜適用例：地形に応じた改築事業＞

（曲線半径、縦断勾配）



市道芝山田線（奈良県生駒市）

※傾斜地が多い地域における道路の拡幅（3m未満→4m）において、道路構造令第38条第1項の特例を適用し、曲線半径、縦断勾配に関する規定によらずに整備

3 特例規定

3-2 主な包括的特例規定

○小区間の応急措置（交通の安全の保持に著しい支障がある区間）

＜道路構造令第38条第2項＞

道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第4項…、第11条第3項…による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

＜適用例：幅員の狭い歩道整備＞



主要地方道 城陽宇治線(京都府城陽市)

交通安全上、緊急に整備が必要であるが、市街地部で隣接用地確保が困難であるため、基準値の2.0m未満の幅員で段差解消等を実施

